

# 9条の会・北九州憲法ネット第10回総会議案

2013年9月1日（日）13:30～14:00 ウエルとばた

## 1、経過報告

2012年

- 9月1日 土 憲法ネット**第9回総会**（参加47名、記念講演：井下顕弁護士）
- 9月9日 日 「9条の会九州・沖縄ブロック交流会」於博多（諸隈美波次長参加）
- 9月15日 土 キリスト者・9条の会「楽しく平和を語る会」開催  
こうじゃく9条の会、若松9条の会、八幡東区9条の会からパネラー参加
- 9月21日 金 オスプレイ関門海峡通過・緊急抗議集会 100名参加 於門司駅裏
- 10月6日 土 「ピースフェスタ 門司」開催（講演：元宜野湾市長）
- ～7日 日 同上
- 10月12日 金 第18回「平和のための戦争展」開催（700名参加）
- ～14日 日 講演：孫崎享氏
- 10月17日 水 **次長会議**
- 10月18日 木 憲法集会実行委員会
- 10月21日 日 国民救援会若松支部主催「憲法学習会」14時、若松市民会館・視聴覚室  
講師：東敦子弁護士「新しい憲法の話と自民党憲法改正草案」
- 10月28日 日 福岡県人権連総会（記念講演：渡辺治教授）
- 10月30日 火 「北九州憲法ネットニュース」第58号発送
- 11月3日 土 若松9条の会総会（講演：吉崎幸恵氏）
- 11月17日 土 **第2回憲法連続講座**開催（参加10名、講師：縄田浩孝弁護士）
- 11月19日 月 憲法集会実行委員会
- 11月21日 水 **次長会議**
- 12月19日 水 **次長会議兼忘年会**
- 12月25日 火 **北九州憲法ネットニュース59号発送**

2013年

- 1月18日 金 憲法集会拡大実行委員会（安保学習会講師：県安保破棄・長能正義氏）
- 1月26日 土 「九条守りたい」1月例会（講師：福島義人牧師憲法ネット代表世話人）
- 1月31日 木 「第3回憲法連続講座」案内を新聞社各社にファックス
- 2月13日 水 **次長会議**
- 2月20日 水 「9条まつり実行委員会」開催（4人参加）
- 2月21日 木 憲法集会実行委員会（野瀬次長参加）
- 2月22日 金 **第3回憲法連続講座**開催（40名参加、講師：諸隈美波弁護士）
- 3月5日 火 **北九州憲法ネットニュース60号発送**
- 3月10日 日 さよなら原発集会で、映画「渡されたバトン」宣伝（テント借りる）

- 3月11日 月 憲法ネット第10回総会(9月1日)の会場(ウエルとばた多目的ホール)確保
- 3月12日 火 第3回北九州9条まつり第2回話し合い(9人参加)
- 3月13日 水 憲法意見広告役員会、共同センター運営委員会
- 4月11日 木 北九州憲法ネットニュース第61号発送
- 5月3日 金 第3回北九州9条まつり開催、憲法集会開催、憲法意見広告新聞掲載
- 5月15日 水 次長会議
- 5月21日 火 北九州憲法ネットニュース第62号発送
- 5月26日 日 憲法改悪に反対する学習と交流の集い(県・地区労連、共同センター共催)
- 6月4日 火 第4回憲法連続講座の新聞折込み依頼
- 6月15日 土 第4回憲法連続講座開催(15名参加、講師:後藤景子弁護士)
- 6月18日 火 次長会議
- 7月9日 火 北九州憲法ネットニュース第63号発送
- 7月10日 水 次長会議
- 7月24日 水 次長・事務局合同会議
- 8月4日 日 憲法宣伝行動 小倉駅 11時
- 8月20日 火 映画「渡されたバトン」第2回実行委員会
- 8月21日 水 次長会議

## 2、総括と課題

9条の会・北九州憲法ネットは、憲法を守るという一点で共鳴する市民のネットワークを広めるために、2004年発足以来、継続、発展してきました。この1年も、第9回総会・記念講演(9月1日)から今日まで、日常的な憲法を守る市民活動を継続してきました。月例の次長会議で企画・運営し主行事として、「第3回北九州9条まつり」(5月3日:150名参加)と「憲法連続講座」を開催しました。第1回25名参加(2012年7月21日、東敦子弁護士)、第2回10名参加(2012年11月17日縄田浩孝弁護士)、第3回40名参加(2013年2月22日諸隈美波弁護士)、第4回15名参加(2013年6月15日後藤景子弁護士)。これらの活動と各地域の憲法ネットの独自の様々な活動についても憲法ネットニュースの発行(7回)で紹介し、ホームページでも日常的に広報してきました。

北九州共同センターとの共同行動は、小倉駅前での憲法を守る宣伝行動の定着など、一定の前進がありました。しかし、虚構の多数で成立した安倍政権の参議院選挙の大勝の状況下で、憲法改悪への暴走が加速しています。私たち一人ひとりの憲法をまもる意志を新たに、市民ネットワークを広めていく課題を突きつけられています。

## 3、運動方針案(第10回総会～第11回総会)

### 1 活動の基本方針

広範な市民への日常的な呼びかけにより、憲法をまもる一点で共同する市民ネットワークを広げることが、9条の会・北九州憲法ネットの活動の基本方針です。暴走する改憲勢力に対抗するために、これまでにない創意ある日常的な護憲運動で、広範な市民ネットワークをつくっていくことが求められています。各地域、校区ごとの創意ある9条の会の継続と推進をはかり、広報を通じて憲法を守る運動交流を市民全体に広げていきます。

## 2 日常的市民ネットワークづくりの具体化

憲法をまもるためのネットワークづくりとして、市民への日常的な広報活動が最重要な課題であることを認識し、以下のように具体化します。

- ① 憲法ネットニュースは、毎月定期発行を目指します。内容を魅力あるものにするため、憲法をめぐる情勢問題・理論問題の掲載や憲法運動の各地の取り組みの紹介や会員のご意見・投稿を掲載し、充実した編集にします。
- ② 9条の会・北九州憲法ネットのホームページには、憲法ニュースを発行後、すぐに公開します。憲法ネットの様々な取り組みの紹介や開催した講演会等の内容を公開するなど、魅力あるホームページづくりに努めます。
- ③ 憲法日記ブログも事務局の責任で投稿担当者を決め、憲法を守る運動に資する情報を毎日、楽しく提供していきます。
- ④ 各地域の9条の会の交流会をこれまでどおり実施し、その充実をはかるとともに、ホームページでも紹介していきます。また、憲法改悪反対北九州共同センターとの共同、協力など市民運動との連携も考慮しながら日常的な運動の広がりを目指します。

## 3 憲法学習を中心にした取り組み

北九州憲法ネットの活動の中心的課題を憲法学習であると位置づけます。各地域で開かれる憲法学習会への講師派遣をいたします。また、憲法連続講座を継続し、年間4回程度、時宜に応じた憲法問題を学習する機会を提供します。

## 4 具体化されたイベントの取り組み

- 映画・日本の青空Ⅲ「渡されたバトン～さよなら原発」の上映を成功させます。  
9月8日(日)14:00～15:20 ウエルとばた  
9月14日(土)11:00～12:20 14:00～15:20 18:30～19:50 ムーブ
- 第4回憲法まつりを、より有意義な市民まつりになるよう取り組みます。  
2014年5月3日(土) 勝山公園
- 各地域9条の会で取り組まれる具体的イベントを支援します。

## 5 事務局体制の充実

これまで日常的な憲法ネットの企画・運営を担ってきた事務局次長会議を取りやめ、これに変えて、事務局会議を定例化(月1回)し、企画・運営を担います。このため、事務局体制を整備・強化します。事務局会議は、座長、副座長、事務局長、事務局次長、事務局員で構成します。事務局員を増員(特に青年)し、各事務局員の役割分担を検討します。

## 4、新年度の役員選出

代表世話人	荒牧 啓一	福岡県弁護士会北九州部会部会長	座長
	上西 創造	キリスト者平和ネット・曾根9条の会	
	塩塚 茂嘉	福岡県平和委員会代表理事	
	玉井 史太郎	火野葦平三男・若松9条の会	
	富安 兆子	女性・高齢者問題研究家	
	中野 洋一	九州国際大学商学部長	
	福島 義人	日本キリスト教団小倉篠崎教会	
	三輪 俊和	健和看護学院学院長	副座長
	迎 由理男	北九州市立大学教授	

事務局長	野瀬 秀洋	市職労専門委員
事務局次長	須崎 和幸	北九州革新懇
事務局員	江口 佳郎	年金者組合北九協議会議長
同	河村 智重子	新婦人の会
同	木村 和利	北九消団連事務局長
同	後藤 景子	女性総合法律事務所ラレーヌビクトリア弁護士
同	高瀬 紀子	キリスト者9条の会・書記
同	諸隈 美波	北九第一法律事務所弁護士
同	三浦 純一	市民の会専任事務局員
退任	酒見 辰正	福岡県平和委員会事務局長（死亡）

## 5、財政報告

【財政報告】2012年8月27日～2013年8月31日

《収入》

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	96465	
総会資料代等	34140	総会資料代 500*24=12000 会場カンパ等 24140
書籍等売上	15600	坂本修書籍 14100 DVD1200 ポスター300
返戻金	5650	8/30多目的ホール分
カンパ	550560	229人
計	702415	

《支出》

項 目	金 額	備 考
会場費	3010	憲法連続講座
事務費	109999	文具、ニュース・チラシ用紙、、インク等
書籍代	16800	坂本修書籍 北九州書店へ
宣伝費	52920	広告、チラシ折込、憲法DVD
総会費	103330	第10回 38970 第9回 59360
郵送費	339394	憲法ネットニュース(No.58～62)292060 その他 17460
郵送費	17460	会議案内等の郵送費
印字サービス	6200	振込用紙印刷代
振込手数料	23560	
計	672673	

702415-672673=29742(繰越金)

残金の種類	金額
西日本シティ銀行	6853
郵便振込残額	20325
手持金	2564
計	29742

2013年8月23日 282号

# 共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島2-4-4全労連会館03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jpmail:move@zenroren.gr.jp>

## 「従来の解釈改憲では容認は難しい」

### 集団的自衛権行使について 前内閣法制局長官発言

安倍首相は集団的自衛権の解釈改憲にむけて、内閣法制局長官を従来の憲法解釈を維持する山本庸幸氏を退任させ、新長官に積極的推進派の小松一郎前駐仏大使を充てました。その内閣法制局長官を退任し、最高裁判事に21日就任した山本氏が、「集団的自衛権の行使は、従来の解釈改憲では容認は難しい。実現するには憲法改正が適切だろうが、それは国民と国会の判断だ」と発言しました。

山本氏は、会見で「憲法9条には武力行使はいけないと書いてあるが、例外的に我が国が攻撃された時は反撃が許されると解釈し、過半世紀はその議論でずっときた」と指摘しました。また、集団的自衛権の行使には「憲法解釈の変更という非常に細い道をたどるよりは、憲法規範そのものを変えなければならない」との考えを示しました。

内閣法制局は政府の憲法解釈を担い、これまで集団的自衛権の行使は憲法上許されないと解釈してきました。その考えを踏襲し、改めて明確に示しました。

これに対して、菅義偉官房長官は21日の記者会見で、「最高裁判事は合憲性の最終判断を行う人だ。公の場で憲法改正の必要性まで言及することは極めて違和感を感じる」と批判しました。この菅氏の違和感発言に、逆に「違和感を持つ」と批判する声広がっています。